

農業経営基盤強化促進法の基本要綱

(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知) 改正概要

1 主な改正内容

○農業経営発展計画の認定制度について（第 10 及び別紙 7 関連）

- ・農地関連法の改正（R6）により新たに規定した農業経営発展計画の認定制度について、制度趣旨や計画の作成、申請、認定等の手続に関する規定、認定に係る審査の基準等について規定。（別途、農地政策課から報告・パブコメ済み。）

○地域計画の特例について（第 12 の 13 及び 14 関連）

- ・都道府県が、地域計画を策定した区域に限って、機構の扱う農作業及び農業経営の受委託に係る農用地についても機構関連事業を実施できるとする特例（基盤強化法第 22 条の 6）について、土地改良法の改正（R7. 4. 1 施行予定）により、機構関連事業の実施主体が市町村である場合についても適用されるようになることに伴う所要の改正。
- ・農地関連法の改正（R6）により新たに規定した地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続の迅速化・義務化（基盤強化法第 22 条の 7）について、所要の追記。

○その他、表現の適正化等の所要の改正。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日 施行

3 施行先

各地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長、
公益社団法人全国農地保有合理化協会会長、
一般社団法人全国農業会議所会長、
全国農業協同組合中央会会長、
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁、
全国土地改良事業団体連合会会長